

令和3年度 第1回千歳市都市計画審議会 会議概要

日 時：令和3年6月11日（金）

場 所：書面開催

出席者：（委員出席者）山林委員（会長）、長島委員（副会長）、有村委員、藤川委員、今野委員、瓜生委員、野田委員、藤澤委員、青木委員、西澤委員、北原委員、三崎委員、青柳委員、野崎委員

（委員欠席者）古川委員、松隈委員

（事務局）企画部長、企画部次長、まちづくり推進課長ほか3名

【会議結果】

1 協議事項

○千歳恵庭圏都市計画の変更について

（1）都市計画用途地域の変更案

（2）都市計画地区計画の変更案（根志越第3地区）

（3）都市計画道路の変更案（27号通）

○「千歳市景観計画」について

（4）「千歳市景観計画（素案）」について

上記の協議事項（1）から（3）について、事務局案により都市計画の変更手続きを進めることとなった。

上記の協議事項（4）について、協議済となった。

2 その他

【会議における意見及び質疑に対する回答】

別紙のとおり

令和3年度 第1回千歳市都市計画審議会（書面会議） ご意見・ご質問に対する回答書

協議事項(1)都市計画用途地域の変更案

番号	意見・質問	事務局回答
1	市として、人口の増加を今後も進めるとすると「準工業地域」から「第1種住居地域」への変更は必須だと考える。 住居系と工業系が隣接すると、生活環境が悪くなり、分譲が鈍化すると思われるため、今後、用途地域に変更を検討する際には、その辺を留意をして進めてほしい。	今後も用途地域の変更を検討する際には、生活環境等に配慮し、都市計画を進めて参ります。

協議事項(2)都市計画地区計画の変更案(根志越第3地区)

番号	意見・質問	事務局回答
意見等なし		

協議事項(3)都市計画道路の変更案(27号通)

番号	意見・質問	事務局回答
1	(補足資料P27) 右側(歩道無し)側の路側は、路肩ではなく、停車帯か。(停車需要があるとの事でしょうか。)	当該地は住宅系の用途となり、訪問客や配送業者等が市街化調整区域側の車線に停車することが想定されることから、路肩ではなく停車帯を設けたところであります。 なお、平成25年度に33号通、平成30年度に4線大通において、同じ考えで停車帯を設け、都市計画決定を行っております。
2	交通量減少や民有地を外す目的であれば、道路幅員を18mに縮小する変更にはできなかったのか。また、片歩道ではなく、両歩道にすることはできなかったのか。	国においては、都市計画道路の整備率が低いことから、都市計画道路の「適時適切な見直し」が進むよう推進方策を定めたところであり、本市においては平成25年6月に「千歳市都市計画道路の見直し方針」を策定し、未整備である都市計画道路について廃止や幅員変更の方向性を示したところであります。 当該道路については、この見直し方針で幅員縮小の方向性を示しており、今回、幸福地区の用途地域、地区計画の変更に合わせて、幅員を変更するものであります。 今回の見直しの内容については、交通量から区画街路とし、道路の幅員を14mとしております。また、道路幅員につきましては当初、両歩道を設けた断面で検討しておりましたが、道路設計する際の基準の一つである都市整備事業実務要領において、道路の片側に市街化調整区域が長く続く場合等で歩道等の両側設置の必要がない場合、片側のみの設置について検討するとの記載があること、また、経済的な断面で整備を早期に完了させ、整備済とする必要があることから、片側歩道にしたところであります。 なお、平成25年度に33号通、平成30年度に4線大通において、同じ考えで歩道を設けず、都市計画決定を行っております。

協議事項(4)「千歳市景観計画(素案)」について

番号	意見・質問	事務局回答
1	第5章 景観づくりのルール 2. 区域ごとの景観づくりの基準 補足資料P48「景観重点区域」において、「史跡キウス周堤墓群」の「保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく必要がある」と述べられている。 一方、本年5月31日の朝日新聞には、「(ユネスコの諮問機関の勧告は、)『不適切な構造物』の影響の軽減や、撤去の取り組みを続けるべきだと指摘した。文化庁によると、具体的には挙げられていないが、道路や送電線などが考えられるという。例えば大湯環状列石(秋田県鹿角市)は、遺跡の間を県道が分断。県によると県道を移設する方向で今後進める。」との記事が掲載されている。 前回都市計画審議会の際にも述べましたが、「キウス」の場合は、国道337号が遺跡そのものを分断している点で事態はさらに深刻と考えるべきであり、その国道が近い将来移設されることから、千歳市が主導して道路の移設や周堤墓群の復元について検討を進め、公表すべきと考えます。世界文化遺産登録を確実にするためには、この点を疎かにすべきではないと考える。	5月26日にイコモスの勧告内容の中で「不適切な構造物について、撤去又は影響の軽減を図ること」との記載がされております。 本市といたしましては、史跡キウス周堤墓群の将来的な保存・活用・整備等の基本的な考え方を示すため、令和2年8月に策定した「史跡キウス周堤墓群保存活用計画」において、史跡の保存管理の方針として、「国道337号の縦貫が遺構や史跡景観を分断して、本質的価値を減じている状況については、道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、当面は今以上の史跡の価値の低下を招かないよう、遺構や史跡景観の保全管理に努める」とこととしております。 まずは史跡の価値低下を招かないことを最優先に、道路管理者である国と連携しながら、キウス周堤墓群に影響を与えないよう適切に管理し、交通量等のモニタリングを継続して行ってまいります。
2	議案56ページ、住宅地の景観づくりの考え方については納得できるが、具体的ではないと思う。敷地の広さによって住宅の大きさが決められているように、樹木や花を植える(緑化する)広さについての数値目標が必要であるとする。	景観については、人により感じ方が違う「主観的」な要素を多く含んでいるものであり、ご意見のあった「緑化」についても、地域や住民により適正と感じられる数値は異なるものと考えられます。 千歳市景観計画につきましては、このような「景観」の性質を考慮し、具体的な数値基準を定めるのではなく、基本的な考え方を示し、緩やかに誘導することで、市民の皆さまや事業者の方々と協働で千歳市の良好な景観づくりを進めていくことを目的としております。 いただいたご意見は今後の千歳市の景観づくりの参考とさせていただきます。
3	「史跡キウス周堤墓群」の保全・管理が必要なことは理解できるが、4号周堤墓(1番大きい周堤墓)の上に国道を通すことについて、計画した時点で十分な検討はされたのか。また、迂回させる案は出なかったのか。今さらではあるが、周堤墓の上に道路を通すことについて疑問に思う。	一般国道337号につきましては、当初由仁街道という名称で、今から130年ほど前の明治23～24年頃に整備された道路です。これは鉄道の室蘭線(室蘭一岩見沢間)が開通する1年前になります。当時、史跡キウス周堤墓群においては具体的な調査等が行われておらず、史跡の重要性が広く認識されていなかったため、道路の整備の際に十分な検討はされないまま施工されたものと考えられます。 また、迂回させる案が出なかったかとの内容につきましては、当時の資料などが見当たらず分からないものとなっております。

4	工作物の規模や配色などに関する基準は示されているが、看板等の掲示物の内容等についても一定の基準が必要であるとする。民間事業者が設置する看板等に対し、その内容に関与することが適当か否か、判断が難しい点はあると思うが、街の品位を保つためには緩やかであっても一定の基準は必要であるとする。	看板や掲示物等の屋外広告物については、北海道が定める「北海道屋外広告物条例」に基づき制限されており、その基準において、「形状、面積、色彩、意匠その他の表示方法が、良好な景観又は風致を害する恐れのある広告物又は掲出物件は、表示し、又は設置してはならない」と定められております。
5	史跡キウス周堤墓群の世界文化遺産登録に関連し、今後海外からの来訪者向けに、掲示物に外国語併記が必要となると思う。その際、他の観光地などでも散見されますが、誤字や誤訳(文法的な違い、翻訳者が原文を理解していないことを含む)などがそのまま掲示され、せっかくの配慮も意味を成さないことがあります。 これらの多くは、各母語話者若しくはそれに準ずる人が見れば簡単に確認できることも多く、最低限の確認は必要かと思えます。 特に、行政や公的機関が設置するものに関しては確認していただきたいと思えます。	施設の案内等のために掲示している案内板等の表示内容について、景観法では、景観計画に定める事項とされておきませんが、本市においては、平成27年2月に国のガイドライン等に準拠した「千歳市公共サインガイドライン」を策定し、市内の案内板等の公共サインについて、色などのデザインや外国語表記の方法などについて基本的な基準を定め、運用しておりますが、今後、外国語の表記方法につきましては、各母語話者に確認するなどの検討をしてまいります。